

イノベーション実現のために

目先の利益VS社会の恩恵



閉塞感（こいそく）のある長期不況を打開するためにはイノベーション（技術革新）が不可欠だといふ。とはいえ、それではイノベーションとは、どのように実現するのだろうか。

異端の経済学者であったシュンペーターが「創造的破壊」という表現を使いながら、経済発展の原動力になる技術進歩の重要性を強調したことに起源がある。そこには新しい製品などの開発だけではなく、既存の製品の新しい利用方法の発見や製造方法の改良などさまざまなケースが含まれる。そんなことが起これば何かが変わりそうだが、発見や発見だけで社会を変える力が果たしてあるのか。

誰でも分かることは、変化

をもたらすような創造的な革新は、その最初の動きが特定の企業などに占有されるのではなく、広く社会に共有されて初めて意味のあるものになる。

だから、発明や発見、科学知識の変化を促すために知的財産権を保護することが重要だという考え方には重要な注釈が必要になる。保護は、研究開発というリスクの高い業務への大きなインセンティブになる。独占的な権利を与えてその新知識、新技術の利用を認めることによって、保護期間中に特別な利益を開発者は得ることができるからだ。

しかし、それが革新的であればあるほど、競争者の退出を促し、競争的な市場の自律

的な調整が中断し、資源配分はゆがむ。それだけでなく、競合する企業の研究開発に投じられた資源を無意味化し、大きな社会的なコストを発生させる。いいことばかりとは言えないのである。

新たに選ばれた主な戦後日本のイノベーション

1965年	電子レンジ
69年	レトルト食品
73年	産業用ロボット
76年	家庭用ビデオ
81年	イベルメクチン <small>（熱帯感染症治療薬）</small>
86年	プレハブ住宅
88年	薄型テレビ
91年	リチウムイオン電池
93年	道の駅
96年	DVD
99年	多機能携帯電話
2000年	リサイクル・リユース

公益社団法人発明協会が発表した
= 2016年6月15日

ることなく完成することは少ない。それほどに科学技術や知識の体系は複雑に関連し合い、相互に依存し合っている。

だからといって保護を与えなければ、営利企業は高リスクの研究開発に挑戦しないという反論がすぐ出てくるだろう。企業の成長が社会の進歩に直結するのであれば、保護は正当化される。しかし、本当にそうだろうか。成功者の利益は、開発に破れた企業が失った利益を独り占めしているだけではないのか。

最初の成功者が常に開発に成功し続けるわけではない。利益の独り占めは研究開発の継続性を脅かすかもしれない。新技術や新知識が単独で、つまり他の知的財産権に抵触す

だとすれば、できるだけ多くの人に新しい知識の利用の道を開き、衆知を集められるようにすることの方が、企業の目先の利益は減っても、社会全体が受ける恩恵ははるかに大きくなるのではないか。新しい発見・発明を社会の進歩につなげる、真のイノベーションとするためには、目先の企業の利益に拘泥せず、追隨者の発生を促す仕掛けの工夫も必要だろう。

（東京大名誉教授 武田 晴人）